

接続料の算定に関する研究会（第20回）議事録

1. 日時 平成31年4月24日（水） 17:01～19:11

2. 場所 総務省8階 第一特別会議室

3. 出席者

① 接続料の算定に関する研究会構成員

辻 正次 座長、相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、
関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、西村 真由美 構成員
(以上、7名)

② (1) オブザーバー（固定通信の接続に関する検討）

東日本電信電話株式会社 真下 徹 相互接続推進部長
徳山 隆太郎 経営企画部 営業企画部門長
西日本電信電話株式会社 田中 幸治 設備本部 相互接続推進部長
重田 敦史 経営企画部 営業企画部門長
KDDI株式会社 関田 賢太郎 渉外部長
橋本 雅人 渉外部 企画グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
後藤 綾美 渉外本部 相互接続部 コア相互接続課 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
大嶋 光一 政策副委員長
今井 恵一 政策委員
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
立石 聡明 副会長兼専務理事
小畑 至弘 常任理事
NGN IPoE協議会 石田 慶樹 会長
外山 勝保 副会長

② (2) オブザーバー（移動通信の接続に関する検討）

KDDI株式会社 関田 賢太郎 渉外部長
渡邊 昭裕 渉外部 a u企画調整グループリーダー
ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 相互接続部 部長
南川 英之 渉外本部 相互接続部 移動相互接続 課長
一般社団法人テレコムサービス協会
島上 純一 MVNO 委員長
金丸 二郎 MVNO 委員会運営分科会副主査
株式会社NTTドコモ 下隅 尚志 経営企画部 企画調整室 接続調整担当部長

③ 総務省

秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、
佐伯事業政策課企画官、大塚料金サービス課企画官、大内事業政策課調査官、大磯
料金サービス課課長補佐、茅野料金サービス課課長補佐

4. 議題

- (1) 開催要綱の改定及び今後の検討の進め方
- (2) 第二種指定電気通信設備制度「将来原価方式」による算定の在り方について（論点）
- (3) 県間通信用設備との接続について
- (4) NGNのPPPoE接続について

【辻座長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから接続料の算定に関する研究会（第20回）会合を開催したいと思います。お忙しいところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。本日の議事進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付されております資料などにつきまして、事務局よりご確認をお願いしたいと思います。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。今日もよろしくお願いいたします。

配付資料ですけれども、資料20-1-1、資料20-1-2、資料20-2から資料20-7までをお配りしております。

資料20-7について、使用するのの後ほどですけれども、一部の構成員、またはオブザーバーの方々に配付させていただいているものにつきましては、資料20-7という表記が表紙に付いていないということで、大変申し訳ございません。NTT東日本・西日本様の提出資料のうち、資料20-6にはちゃんとラベルがついているかと思っておりますので、そのラベルがついていないものがありましたら、それが資料20-7ということになります。中身は、PPPoEのトラヒックの状況を示したものが資料20-7でありますので、ややこしくて申し訳ございませんけれども、よろしくお願いいたします。

以上です。

【辻座長】 それでは、ご確認をお願いいたします。

本日の研究会では、これまでの固定通信の接続に関する諸問題を検討してまいりましたが、本日からは、これに加えて、移動通信の接続につきましても検討していきたいと考えております。そのため、本日は、前半に移動通信の接続に関する検討を行い、その上で、後半に固定通信の接続に関する継続検討を行いたいと思います。

それでは、前半の移動通信の接続に関する検討の議事を開始いたします。

まず、開催要綱の改定及び今後の検討の進め方について、事務局より説明をいただきたいと思っております。

それでは、事務局、説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 そうしましたら、まず私から、資料20-1-1に基づきまして、この研究会の開催要綱の改定について、ご紹介をさせていただきます。

今、座長からご紹介のありましたとおり、移動通信の接続に関して検討を開始していた

だくにあたり、開催要綱に対して必要な修正を施したものでございます。

主な変更点は、赤字で変更点を示しておりますけれども、4番の構成及び運営の(3)におきまして、「オブザーバーは、座長の定めるところにより、自らと関連する議題について参加するものとする。座長は、必要と認めるときは、構成員のみの参加により議事を行うことができる」という文を追加しております。

これは移動通信と固定通信それぞれで参加するオブザーバーは異なる可能性があるということで、そちらの参加の方法など、あるいはメンバーなどを座長がお定めいただくということが可能になるようにしたというのが主眼でございます。

5番の議事の公開のところを少し修正しておりますけれども、これは内容の変更を実質的に伴うものではなく、この際、表現の適正化を図ったものでございます。

おめくりいただきまして、別紙の構成員及びオブザーバーの一覧ですけれども、済みません、一部誤記がありましたので、そこを修正させていただいている他、オブザーバーのところ、株式会社NTTドコモを追加させていただいております。これは今まで固定通信の接続に関する検討が前提でありましたので、NTTドコモの名前がなかったということで、今回、追加させていただいたものです。

以上でございます。

より詳細につきましては、担当から改めてご説明いたします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 それでは、右肩の資料20-1-2を御覧いただきたいと存じます。本研究会におけるモバイル接続料に関する検討につきまして、ご説明させていただきます。

概要でございます。

先日、お取りまとめいただいた「モバイル市場の競争環境に関する研究会」中間報告書の指摘を踏まえまして、本研究会におきまして、MNOとMVNOとの公正競争の確保に向け、移動通信の接続料における「将来原価方式」による算定方法等につきまして、固定通信の接続料に関して蓄積された知見を活用していただきつつ、本日より集中的に検討を行うこととさせていただきたく存じます。

モバイル研究会の中間報告書の指摘を確認させていただきたいのですが、裏面を御覧いただけますでしょうか。太字、下線を引いてございます。少なくともデータ伝送交換機能につきまして、2020年度に適用される接続料から「将来原価方式」による算定するべく、必要な制度整備を速やかに着手すべきである。具体的な算定方法の在り方につ

きましては、専門家による検討体制により、第一種指定電気通信設備制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ、集中的に議論を行うことが適当である。あわせて、接続料算定の早期化を求めることについての検討をすべきであるというご指摘をいただいたところでございます。

1枚目にお戻りいただきまして、モバイルの接続料における「将来原価方式」による算定の在り方について、今後、ご検討をお願いしたく存じます。

検討体制の変更につきましては、先ほど、説明があったとおりでございます。

4番、今後のスケジュールの想定でございます。本日、進め方、そして論点を確認させていただきまして、できましたら、5月14日に事業者からのヒアリングをお願いしたいと考えております。その後、討議を行っていただきまして、7月には報告書案をご作成いただき、8月あるいは難しければ9月に報告書取りまとめというスケジュール感でお願いできればと考えております。何とぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

大変重要な課題を仰せつかったことになります。改定されました開催要綱では、「オブザーバーは、座長の定めるところにより、自らと関連する議題について参加する」とされておりますので、これに基づき、移動通信と固定通信それぞれに出席されるオブザーバーについて、お知らせしたいと思えます。

まず、移動通信の接続に関する検討においては、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク及びテレコムサービス協会にご出席いただきたいと思っております。

固定通信の接続に関する検討におきましては、今までどおり、NTT東日本・西日本、KDDI、ソフトバンク、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダー協会、及びNGN I P o E協議会の皆さんをお願いしたいと思っております。

それでは、ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問等があります構成員の方々は、挙手の上、ご発言をお願いしたいと思えます。

ございませんでしょうか。

ご質問がないようでしたら、引き続きまして、「第二種指定電気通信設備制度における将来原価方式による算定の在り方の論点」につきましての議題に移りたいと思えます。

まず、事務局から説明をいただき、その後、それらに関する質疑応答を行いたいと思えます。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

【茅野料金サービス課課長補佐】 それでは、右肩、資料20-2でございます。少々お時間をいただきまして、第二種指定電気通信設備制度における「将来原価方式」による算定の在り方につきまして、論点を示させていただければと思います。

おめくりいただきまして、まず2ページでございます。先ほど触れましたが、まず、モバイル研究会の中間報告書の指摘についてご紹介させていただきます。

右肩、3ページでございます。概要といたしまして、現在のモバイルにおける接続の算定方式は、左下の四角のとおり。「実績原価方式」ということで、過去の実績に基づき接続料を算定してございます。これにつきまして、精算額が先々に確定するということが、予見性が確保されない、あるいは、原価管理に支障が生じるといった指摘がなされております。接続料低下局面では、前々年度実績に基づく相対的に高い接続料による支払いを要するということが、過大なキャッシュフロー負担が生じているという指摘がなされております。

これを受けまして、「将来原価方式」、右下の四角ですけれども、合理的な予測に基づき、単年度あるいは複数年度の接続料を算定するということが、当年度の接続料の予見性が確保される。キャッシュフロー負担も軽減される。そして、複数年度の接続料も算定される場合、予見性の一層の向上が期待されるというメリットがあるということで、上の四角でございますけれども、2020年度から合理的な予測に基づく「将来原価方式」による算定とすべきということで、そして、制度の詳細は、今後、専門家による検討体制で集中的に議論するというご指摘をいただいているということでございます。

4ページでございます。先ほどご説明させていただいたものと同じものでございます。1点、4ページの下の方にポツが5つございます。これがモバイル研究会で指摘された今後具体的に検討すべき事項ということでございます。

1ページおめくりいただくと、5ページにも、それを具体的に記載した表がございます。これらに基づきまして、本日、論点を提示させていただくということでございます。後ほど触れますので、ここは次に進めさせていただきたいと思っております。

続きまして、6ページでございます。まず、現在、第二種指定電気通信設備制度において接続料がどのように算定されているのかということをご説明させていただきたいと思っております。

7ページでございます。概要ということで、中ほど、アンバンドル機能とございます。第二種指定電気通信設備制度では、電気通信事業法の規定によりまして、総務省令で定め

る機能ごとに接続料を設定するという事にされております。そこで設定されているのが、音声伝送交換機能、データ伝送交換機能、MNP転送機能、SMS伝送交換機能ということで、4つにつきまして接続料を設定することとなっております。なお、③番と④番につきましては、これは①の音声伝送交換機能に関係する機能でございます。

(2) 接続料の算定方法ですけれども、電気通信事業法では、接続料は適正原価、そして適正利潤を上限として設定するという規定がございます。そして、二種接続料規則におきまして、「実績原価方式」による算定方法について規定されております。適正な原価と適正な利潤を需要で割るということでございます。そして、電気通信事業法施行規則におきまして、接続料の算定根拠を提出することとなっております、それに基づいて総務省が接続料の算定の適正性を検証しているという仕組みになっております。8ページ、関係条文をご参照くださいませ。

9ページに、先ほどのアンバンドル機能を詳しく記載してございます。1点だけ、下に注ががございます。データ伝送交換機能は、接続料の算定の区分として、3つに区分してございます。まず、②は回線数を単位として設定される接続料、回線を管理するための機能というものにかかる接続料を設定することとされております。そして③が、SIMカードの提供料金。それ以外が①ということで、回線容量単位の接続料を設定するというふうなことにされてございます。この①が非常に大きい比重を占めるということでございます。

続きまして、10ページですけれども、具体的な接続料の算定方法でございます。こちらは、二種接続料規則の内容を図にしたものでございます。まず、左上の原価ですけれども、原価につきましては、設備管理運営費、これをもって原価とするということになってございます。この設備管理運営費は、その下の点線の四角にございます接続会計規則の「移動電気通信役務収支表」の費用を基礎として算出することとなっております。

おめくりいただきまして11ページを見ていただきたいのですけれども、これが「移動電気通信役務収支表」でございます。音声とデータに分かれてございます。そして、それぞれごとに、例えば施設保全費であるとか、共通費であるとか、減価償却費であるとか、こういったものを事業者におきまして定めて公表することとなっております。ここから各機能にかかる費用を抽出して、そして全体を足し上げるということで原価が計算されていくということでございます。

10ページへお戻りいただきまして、右上の大きい四角が利潤でございます。利潤は、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計ということでございます。上の2つ、他

人資本費用と自己資本費用、これの計算の基本となるのがレートベースでございます。そして、レートベースの算定の基礎となるのが、上のレートベースの下に点線がありまして、そこでございます。字が小さくて恐縮ですけれども、正味固定資産価額でございます。この正味固定資産価額につきましては、こちらの接続会計の「役務別固定資産帰属明細表」の帳簿価格ということで決められてございます。

12ページを御覧いただけますでしょうか。役務別固定資産帰属明細表がでございます。こちらは、音声とデータに分かれていまして、各資産項目、機械設備であるとか、土木設備であるとか、建物であるとか、構築物であるとか、これごとに帳簿価格が記載されるというものでございます。こちらから各機能にかかる必要な資産を抽出しまして、そしてそれがレートベースに組み込まれていく。それに基づいて利潤が算定されていくという仕組みでございます。

10ページにお戻りいただきまして、こうして求められた原価と利潤を需要（通信料等の実績値）で割って、接続料の単位を決めていくということでございます。なお、先ほどありました回線容量の単位の接続料につきましては、全体の原価及び利潤を回線容量で割るということでございます。

続きまして、13ページを御覧いただけますでしょうか。参考として、こちらはこの研究会で議論されているものということで、第一種指定電気通信設備制度における予測値の算定方法を参考資料としてお付けしてございます。

念のため確認させていただきますと、14ページでございます。第一種指定電気通信設備制度では、下の図でございます、設備管理運営費と、それから正味固定資産価額、そして需要、この3項目につきまして、合理的な将来予測を行うというふうなことになってございます。そして、上の四角の2つ目のポツですけれども、具体的な算定方法につきましては、事業者が自らの経営情報、経営判断に基づいて算定して、そして認可の過程で総務省がその適正性を検証しているという仕組みになってございます。

15ページから、NTT東日本の具体的な算定方法、算定結果の事例を記載させていただいております。15ページは需要でございます。需要は、フレッツ光につきましては、下の方でございますが、このときは平成25年の事業計画をもとに、それと同数の50万ずつの純増ということで予測しているということでございます。ダークファイバ、専用線等も過去の増減を用いて算定しているということでございます。

16ページにつきましては、固定資産価額の算定方法、算定結果の例を添付してござい

ます。こちらは第一種指定電気通信設備接続会計規則の固定資産帰属明細表です、この区分ごとに記載されております固定資産額を基礎としまして、この区分ごとに算定方法を設定して予測値を算定しているということでございます。

例えば、その表中に線路設備がございますけれども、そのうち光ケーブルでございます、一番上につきましては、光ケーブルの当年度取得固定資産、こういうものを予測しまして、これに基づいて算定している、あるいは、契約者数変動率といった指標を使って算定しているということでございます。

続きまして、17ページでございます。こちらは設備管理運営費の予測値の算定方法、算定結果の例でございます。これは、第一種指定電気通信設備接続会計規則の「設備区分別費用明細表」の区分ごとに算定方法を設定しまして、予測値を算定しているということでございます。算定方法を見てみると、「取得固定資産伸び率」や「契約者数変動率の伸び率」とをベースとして算定しているという事例でございます。

続きまして、18ページでございます。論点についてご説明させていただきます。

まず19ページ、1つ目でございますけれども、まず対象機能でございます。モバイル研究会の中間報告書では、第一種指定電気通信設備制度につきましては、新規であり、かつ、今後相当の需要が見込まれる役務である場合、そして、接続料の急激な変動を緩和する必要があるときに「将来原価方式」を用いることが可能とされております。現在、NGN、そして加入光ファイバにおいて、この方式が用いられているということでございます。

そして、右上の四角でございますけれども、要検討事項としまして、第二種指定電気通信設備制度では、4つのアンバンドル機能が設定されているところ、「将来原価方式」の適用はデータ伝送交換機能のみでよいかという点が要検討事項として挙げられているということでございます。

これを踏まえまして論点ですけれども、2つ目のポツでございます。「将来原価方式」による算定の対象は、データ伝送交換機能のみとすることによいか。また、第一種指定電気通信設備制度のように、事業者の判断に委ねるということではなく、必須とすることによいか検討することが必要ではないかという論点を示させていただいております。

続きまして、20ページでございます。予測値の算定方法でございます。

モバイル研究会の中間報告書では、右上の四角ですけれども、第一種指定電気通信設備制度では、先ほどの3つの項目につきまして、将来の合理的な予測を行うこととされております。これの3項目の具体的な予測方法は、基本的に事業者の判断に委ねられていて、

認可の過程でその適切性を判断しているということで、要検討事項としまして、第二種指定電気通信設備制度では、届出制ということで認可制ではないこと、あるいは、対象事業者が複数存在すること、これを踏まえて、具体的な将来予測の方法をあらかじめ定める必要があるのではないか。定めることとする場合に、どのような将来予測の方法とするのが適当かという点が検討事項として指摘されております。

これを踏まえまして、論点ですけれども、2つ目のポツでございます。具体的な予測値の算定方法をあらかじめ定める必要があるか、定めることとする場合、どのような方法とすることが適当か検討することが必要ではないかという点を挙げさせていただいております。そして、例えばということで4項目、算定における事業計画の使用。費用区分、資産区分ごとの算定。精度の高い算定の確保。算定方法の検証・見直しについて、例えばあらかじめ定めることについてどう考えるかということも示させていただきました。次ページ以降に、この4つにつきまして、少し詳しく記述してございます。

21ページでございます。まず、算定における事業計画の使用ということですけれども、一番上でございます、第二種指定電気通信設備設置事業者の方々には、設備投資額、あるいは減価償却費等に関する事業計画の策定を行っているものと考えられます。特に翌年度分については、相当精度の高い事業計画策定を行っているものと考えられます。

また、予測値の算定は、過去の実績値からの推計で行う方法もありますが、MVNOにおける将来の接続料の予見性確保の趣旨に鑑みれば、第二種指定電気通信設備設置事業者の皆様が内部で用いている情報と同様の情報に基づいて経営判断ができるようにすることが重要と考えられるということで、例えば、予測値の算定は、原則として、第二種指定電気通信設備設置事業者が策定する事業計画を用いて行うこととし、その補完として過去の実績値からの推計を用いることとするについて、どう考えるかという論点でございます。

22ページでございます。費用区分、資産区分ごとの算定ということで、第一種指定電気通信設備制度では、先ほど触れましたけれども、設備管理運営費につきましては費用区分ごと、正味固定資産価額につきましては資産区分ごとに予測値の算定方法を設定し、予測値の算定を行っております。この2つの予測値の算定は、それぞれ項目全体として行うよりも細分して行うということで、より精緻な予測を行うことが可能になると考えられるのではないかということで、例えば、第二種指定電気通信設備制度におきましても、設備管理運営費につきましては費用区分ごと、正味固定資産価額につきましては資産区分ごと

に算定方法を設定しまして算定を行わなければならないこととすることについてどう考えるかという論点でございます。また、より精緻な算定ということで、可能な範囲でそれらをさらに細分して算定を行うということについてどう考えるかという論点でございます。

23ページでございます。精度の高い算定の確保ということで、予測値に基づき算定された接続料と、実績値に基づき算定された接続料の差額が出得るということですが、この差額は、より小さくなることが望ましいが、差額の調整を認めた場合、それをより小さくしようとするインセンティブが十分に働かなくなる可能性があるということでございます。

2つ目のポツですが、特に予測接続料を実績接続料が大きく上回り、多大な追加的支払いが生じるという事態は経営に大きな影響を与えるものであり、極力回避しなければならないということで、例えば、予測接続料と実績接続料の差額が大きくなるような、特に、予測接続料を実績接続料が大きく上回ることにならないような措置について、どう考えるかということ論点として示させていただいております。

24ページでございます。算定方法の検証・見直しということで、モバイル研究会の中間報告書では、接続料の算定プロセス等につきまして、透明性の観点ということで、「総務省において、まずは、2019年度に適用される接続料から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である」と指摘されてございます。

例えば、予測値の算定方法につきまして、この仕組みの中で適正性を検証し、審議会の委員の先生方から示された指摘等に基づき、必要に応じて算定方法の見直しを行うことを、毎年度毎年度繰り返して行っていくことについて、どう考えるかということで論点とさせていただいております。

続きまして、25ページでございます。予測値の算定期間等でございます。モバイル研究会の中間報告書では、第一種指定電気通信設備制度につきましては、接続料の算定期間は、5年までの期間の範囲内で選択可能というふうに第一種指定電気通信設備接続料規則において規定されているということでございます。直近では、NGNに関しまして1年、加入光ファイバにおきましては3年から4年という算定期間を事業者が設定して認可申請を行っているということでございます。これにつきまして、要検討事項としまして、接続料の算定期間や算定頻度をどのように設定することが適当か。例えば、3年分の予測を毎年度行うといった方法はどうか。接続料の報告時期について、現在は年度末に提出されて

いるところ、これを早めることは可能かという点が検討事項として挙げられているということでございます。

これを踏まえまして、論点でございますけれども、1つ目のポツ、算定期間、算定頻度につきまして、検討することが必要ではないか。2つ目のポツ、例えば、予測値の算定期間を単年度ではなく複数年度とすることについて、どう考えるか。3つ目のポツですけれども、例えば予測値の算定期間を3年とし、かつ、3年度分の予測値の算定を毎年度繰り返してローリングで行うことについて、どう考えるか。また、接続料の届出時期につきまして、MVNOの予見性のさらなる向上の観点から、これを早めることについて検討することが必要ではないかという論点を示させていただいております。

26ページは、関係規定を付けさせていただいております。

27ページでございます。次の論点としまして、予測と実績の乖離の調整をどうするかという点があるのかと思います。モバイル研究会の中間報告書では、左上ですけれども、第一種指定電気通信設備接続料規則では、予測と実績の差額の調整は予定されていないが、加入光ファイバにおきましては、事後的に「乖離額調整」が認められているということでございます。「乖離額調整」は、予測と実績の乖離に起因する接続料の支払差額を、次の接続料に反映する方法により行われているということでございます。下にイメージを図をつけてございます。そして、右上ですけれども、要検討事項としまして、予測と実績の乖離をどのような方法により調整することが適切かとした上で、※印で2つ、精算と乖離額調整の違いについて指摘がなされておりますが、ここはあとで触れます。そして、調整方法をあらかじめ定める必要があるかという点が指摘されているということでございます。

この図を見ていただくと、「当年度」というものがございます。「将来原価方式」にした場合、当年度の前に予測接続料が算定されまして、これで月々の支払いが行われるということですが、上の精算方式をとると、翌年度の末に実績が出てきまして、それに基づいて各社ごとに精算していくということかなと思います。そして、乖離額調整は、同じく翌年度末に実績が出てくるわけですが、予測と実績の乖離を翌々年度の接続料に上乗せ、あるいは減額して接続料を算定していく、こういった違いがあるということだと思います。

28ページでございます。これを踏まえまして、論点でございますけれども、予測と実績の乖離の差額につきまして、①調整するかしないか。②調整する場合、「精算」なのか「乖離額調整」なのかについて検討する必要があるのではないかという論点でございます。

なお、小さい字で書いてございますけれども、モバイル研究会におきましては、MNO側から、仮に「将来原価方式」を検討する場合であっても、実際にかかった費用を全額回収する現行のルールを考え方を逸脱しないことが前提といった意見が示されてございます。

そして、②の「精算」か「乖離額調整」かにつきましては、当方で比較の表を作成させていただきました。大きな違いがあるのが、まずこの1つ目の支払額予見性かと思えます。「精算」の場合は、実績年度、先ほどの「当年度」というところですが、翌年度まで接続料が確定しないため、「将来原価方式」に移行しても、仮に予測と実績の差が大きいという場合は、予見性が高まらないという可能性があるのではないかと思います。また、精算額の確定が年度途中ということで、年度途中にその期の業績予想なり事業計画なり、そういったものを変更するといった対応が必要となる可能性があるのかと思えます。乖離額調整は、年度当初、始まる前に接続料が確定しているということなので、このような問題は無いのかなと思えます。

4つ目です。MVNO間の負担の公平性、この辺も両方で異なると考えております。精算の場合、予測と実績の乖離による差額が、実績年度の各MVNOの契約帯域幅に基づいて1対1で精算されるということで、MVNO間の負担の不公平は発生しないのかと考えております。一方、乖離額調整では、その差額が翌々年度の接続料に反映されますので、MVNOの契約帯域幅の変化、あるいは参入・退出によって、負担の不公平が発生するのかなということでございます。

それと、債権保全の考え方につきましても、精算の場合は二通りの出納、つまり収入と支出があるということで、債権保全について考えていく必要があるのかということに記載してございます。

欄外に「なお」ということで、MVNOが撤退してMNOが接続料を回収できない、債権が発生したという場合は、乖離額調整方式であったとしても、その債権を次の接続に反映することは適当ではないのではないかとということに記載してございます。

最後でございます、29ページでございます。「将来原価方式」の検討とあわせて、原価等算定の精緻化についても検討すべきではないかということで、論点を示させていただいております。モバイル研究会の中間報告書では、要検討事項としまして、「原価」及び「需要」の算定方法につきましては、これまで必ずしも十分な見直しが行われてきたとはいえない。さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないかという事項が示されてございます。

これを踏まえまして、論点として、「将来原価方式」への移行の検討にあわせまして、「原価」や「需要」の算定につきまして、さらなる精緻化の観点から検討すべき事項はないかという点を示させていただいております。

検討課題例としまして、まず原価ですけれども、役務間の費用配賦の実態検証、所要のルール整備を行う必要があるのではないかと。あるいは、費用抽出の実態を検証し、所要のルール整備を行う必要があるのではないかとという点を示させていただいております。

需要につきましては、需要算出方法の実態を検証し、接続料の算出根拠への記載等所要のルール整備を行う必要があるのではないかと。あるいは、トラヒックの報告・公表について検討する必要があるのではないかとという点を示させていただいております。

30ページ以降は、「原価」と「需要」につきまして、ガイドラインで一定のルールを定めてございます。それを記載してございます。ご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

また非常に重い課題をいただきました。二種指定電気通信設備の将来原価方式であります。モバイル研究会の報告書の中には、この構成員の幾人かの皆様方の名前があり、また十何年前からの光ファイバとかNGNの将来原価方式の導入のときから参画してこられた方もおられます。それらの知見を使えということでもあります。もちろん一種と二種では違う側面がありますので、単純に適用できませんが、できるだけご経験のある方の知見をぜひとも生かしたいと思っております。

それでは、今の説明につきまして、ご質問やご意見がございましたら、お願いしたいと思います。

まず、構成員の皆さんからお願いいたします。

【辻座長】 それでは、佐藤構成員。

【佐藤構成員】 論点の多くは、各事業者の話を伺ってから、また詰めていきたいと思っておりますが、今、トラヒックが増える中で接続料が下がっていくのが後追いになるので、初めに多く払って、2年後で精算される。そうすると、将来原価方式を入れることで、まずはその精算額を小さくすることが大事だと思います。質問としては、例えば、前年度など、直近で精算した額がどのくらいになるのか。将来原価の方式を導入することで乖離額が大きく減れば、導入による効果が出てきていることが確認できると思っております。ということで、現状で払ったお金と後での調整される金額がどのくらい乖離しているか、

資料で示していただければありがたいということです。

【辻座長】 何かデータ等をお持ちでいらっしゃいますでしょうか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 すみません、検討させていただきます。

【辻座長】 基本的なデータになりますので、できるだけ準備していただきますとありがたいです。制度を入れる効果があるのかないのか、それが目安になるかと思いますので、お願いしたいと思います。

【辻座長】 それでは、関口構成員。

【関口構成員】 包括検証において、NTTドコモ様から、現在の支払猶予のシステムで、誤差はほとんどないということはお伺いしております。ですから、結構精度が高いということです。ドコモ様にコメントをいただければと思います。

【NTTドコモ】 ドコモでございます。基本的に予測をしているわけではなくて、前年のトレンドで精算して、キャッシュのずれをできるだけ解消していく1つの方法として行っているものであり、それはMVNOさんに選択してご利用いただいているという状態です。キャッシュの負担軽減という点では、支払猶予制度というのが有効に機能しているのではないかと考えております。

【辻座長】 今回の趣旨は、制度によって差額を減らす云々ではなくて、過去の実績に基づくと、たくさん払い過ぎることがあります。最終的には同じになるのが、負担額が大きいから、それをならしていくというような意味合いがあると思います。精緻化、精算云々というのではなくて、支払うキャッシュフローを毎年できるだけMVNOの方に予定できるようにしていくというのが1つのねらいです。

【佐藤構成員】 どうせ遅れてもらえるということではあるけれども、遅れてもらうということは、早めに払う必要のない額を余分に払っているということ。また、3年後の予測を示すことにより予見性を高めることも含めて、このような新しいやり方を導入するものだと思うので、精緻化と予見性向上といったようなことが改善できているか、どこかで確認できるような数値があればよいと思うところです。

【辻座長】 それでは、酒井構成員。

【酒井構成員】 精度が高ければ問題ないと思うんですが、この23ページのところに、特に予測接続料を実績接続料が大きく上回り、多大な追加的支払いが生じる事態は、避けなければいけないとか、予測接続料と実績接続料の差額が大きくなならないような、特に、予測接続料を実績接続料が大きく上回らないような措置についてと書いてあるんですが、

あまりこれをやると、例えば、最小10%、最大30%の増加があると見込むときに、普通の予測だったら、その間の20%をとればいいんですが、これを守ると、逆に実績が大きくなってしまうと困るので、なるべく10%に近いところにしようと働いてしまって、あまりきれいな予測にならないのではないかという気がするので、これをすごく意識すると、何かおかしいことにならないかなという懸念があります。

【関口構成員】 賛成です。

【辻座長】 はい、では、関口構成員。

【関口構成員】 酒井構成員ご指摘のとおりだと思いますし、精度を上げるという期待を各事業者さんのご努力で期待するというレベルで十分だと思っていて、こういう措置に対してご褒美をあげたり、ペナルティを出したりということを制度化するというのは、やややり過ぎのような気がします。し、次の24ページ目のところで、総務省として検証し、審議会に報告をするという手続を予定されるということを考えますと、基本的に届出制をされていて認可制をとっていない二種の世界の中で、審議会報告は結構重いですね。ですから、ここであまり乖離した数字はみっともないから、みんな努力をしてくださいねという程度の努力目標で、あえて③のような措置はあまり強調しない方がよろしいのではないかというふうに私も思います。

【辻座長】 それでは、高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 今、予測と実績の乖離の問題で、28ページのところに、精算と乖離額調整の比較というところがあって、恐らくこれからヒアリングをしていったときに、事業者さんがどういうふうに考えるのかなと思うんですけども、特に支払額の予見性ということをやったら、要するに、事業者さんの資金繰り計画ですね。それが結局、どちらのほうにインパクトをそこに与えるのか。精算方式だったら、何かちょっと外れていても、まとめてやってしまえばいいやと思う方が事業者にとっていいのか、それとも乖離額調整みたいにインパクトを平準化してやるのか。それは、この表の4番目の論点のMVNO間の負担の公平性との絡みがあって一概には言えないと思います。そこを事業者に意見を聞いてみたいところです。

【辻座長】 精算か差額調整かというのは、これは個社ごとに選べるというような仕組みを想定されておられますか。それはみんな一斉に提供されるのか。それもまた議論の対象ということですか。

【茅野料金サービス課課長補佐】 はい。

【辻座長】 それも個社ずついくのか、全体でいくのか、議論の対象ということになります。

【佐藤構成員】 1点だけ質問になります。

【辻座長】 どうぞ、佐藤構成員。

【佐藤構成員】 将来原価方式ですけれども、一種制度と二種制度で相当違うということがあります。1つの違いは、一種だと総務省において予測をきちんと確認します。二種では三社おられて、三社それぞれがそれぞれの方法で予測をし、我々が何か主体的にかかわるのではないだろうと思います。そうすると、乖離額調整や精算があるから、当たっても当たらなくてもそれほど実際には損得はないということがあります、乖離を小さくしていくこと、そして予見性が高まるということが大事なポイントなので、そのような努力を期待できるインセンティブをつくりたいと思います。これはどの程度のものなのか、議論しなければならぬところなのですけれども、そのようなインセンティブ、あるいは事後的検証というようなことが必要になるかは考えます。

【辻座長】 どうぞ、関口構成員。

【関口構成員】 今、この28ページの精算なのか乖離額調整なのかについて、高橋構成員からお話があったので、感想の域を出ないと思いますが、少しコメントをつけ加えます。

固定系の場合に乖離額調整をとったというのは、市場としてプレーヤーが安定して存在しているということが大前提だったわけです。モバイルの場合には、市場の動きが激しく、参入・退出もあり得るし、契約帯域幅の変更などということもしょっちゅう起き得るといふふうに考えると、あまり長い期間引っ張らないほうが良いような気がしています。その意味では、現時点では、私は精算の方がいいのかなという気がしております。ただ、ここについては、事業者の意見も尊重しながらということになるだろうと思います。

以上です。

【辻座長】 おっしゃるとおりですね。固定はそう変化がありませんから、マクロ的に予測ができるような変数が多いですけれども、ここはちょっと個々の契約者の動き、選択というのが予想できない面があるから、そういうようなものを予測の精度と絡んでくる可能性はありますね。

その他、ございませんでしょうか。

【関口構成員】 もう1点、よろしいですか。

19ページの対象機能について、アンバンドル機能のどれを選ぶかということなのですが、将来原価方式の場合は、需要の変動がプラスの方向に動きそうだというところに使うということに効果が高いので、その意味では、データ伝送交換機能に限定して導入するというで私はよろしいのではないかというふうに思います。

【辻座長】 ありがとうございます。

そうしましたら、次に、オブザーバーの方でご質問等がおありになる方は挙手をしてお願いしたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

ございませんか。特段ないようでしたら、次回からの議論に備えて、鋭意、ご準備をよろしくお願いしたいと思います。

それでは、移動通信の接続に関する検討はここまでとさせていただきます。

それでは、次回の会合につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 ありがとうございます。

移動通信の検討はここで終わりになりますのでご案内いたしますけれども、次回の会合は5月14日火曜日の17時から、主に移動通信の接続の関する検討のため開催する方向で検討しております。詳細については、別途、事務局よりご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページでもご案内いたします。

以上です。

【辻座長】 では、どうもありがとうございました。

これ以降は、固定通信の検討となりますので、出席者の入れかえを行いますので、事務局よりご案内をよろしくお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 まず、傍聴者の方々、移動通信だけの傍聴とご登録された方はご退室をお願いいたします。

オブザーバーの方々ですけれども、KDDI様、ソフトバンク様につきましては、座席の位置は変わりません。テレコムサービス協会におかれましては、ちょっと場所が変わりますので、申し訳ありませんが、移動をお願いいたします。ありがとうございました。

(オブザーバー・傍聴人の入退室)

【辻座長】 それでは、後半からご出席いただく方々、お待たせいたしました。私は、本日の議事進行を務めさせていただきます、座長の辻でございます。よろしくお願いた

します。

後半では、固定通信の接続に関する検討として「県間通信用設備との接続」及び「NGNのPPPoE接続」について、事業者・団体からのヒアリングを行い、質疑応答や意見交換を行いたいと思います。

まず、お手元に配付されております資料につきまして、事務局より、ご確認をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。

固定通信のほうのための資料ということでは、資料20-3から資料20-7までをお配りしております。資料20-7のNTT東日本・西日本のPPPoE接続に係る資料につきましては、大変申し訳ございません、表紙に資料20-7という表記がない場合がございますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

それでは、最初の「県間通信用設備との接続」につきまして、議論させていただきたいと思います。

まず、JAIPAからご説明いただき、それから、ソフトバンク、KDDI、NTT東日本・西日本よりご説明をいただいた上で、それらに関する質疑応答を行います。ご説明は、それぞれ5分程度でお願いしたいと思います。

それでは、最初に、JAIPAの副会長の立石様から、ご説明をお願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 よろしく申し上げます。日本インターネットプロバイダー協会、立石でございます。

資料20-3ですが、1枚物なのですけれども、NGN県間ネットワークに関する当協会の考え方ということで、まず1番目として、IPoE接続、QoS及びマイグレ後の電話接続において、NGNの県間伝送路利用は不可欠であると認識しております。

2つ目、長期間にわたって県間ネットワークの低廉化が実際に行われていないということとは、県間ネットワークに競争が働いていないであろうこと、すなわち、ボトルネック設備になっているということであらわしているのではないかと。

3番目、ボトルネック設備であるNGNの県内ネットワークと県間ネットワークが一体であることが理由であるでしょう。NTT東日本・西日本殿による県間ネットワークの代替調達性、他の事業者でも代替調達可能だということをもってボトルネックではないとい

うようなご主張をされているのですけれども、ボトルネック設備と一体的であること、利用が不可避であるということは、県間ネットワークがボトルネック設備であるということであらわしているのではないかと。

すなわち、NGNは県間ネットワークも含めて一種指定設備と同等の規制を課して、接続制度そのものが公平性、透明性、適正性を県間ネットワークに対しても担保していく必要があるのではないかと考えております。

今までの議論の中でもありましたけれども、PPPoEによる県間接続は、今はもう行われておりますので、仮にそれをもってIPoEの県間ネットワークの不可避性が低いということであれば、PPPoE接続が主要であって、これからも永続的に利用できるということが前提になります。よって、PPPoE接続においては、利用者保護、接続スピードの問題が出ておりますので、こういった問題もなくなるように、網終端装置の増設基準を業界標準であるトラヒックベース基準にするといったことなどで万全の措置を行って利用の弊害を除去する必要があるのではないかとこのように思います。

次のページの参考は、前回出ておりましたNTEに関する事などあるのですけれども、これは別の機会にまたご説明をさせていただければと思います。

ありがとうございました。以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

引き続きまして、ソフトバンク 渉外本部相互接続部部長、伊藤様から、説明をお願いいたします。

【ソフトバンク】 ありがとうございます。それでは、資料20-4に基づきまして、説明をさせていただきます。

めくっていただきまして1ページ目です。今回、検討する上で重要な観点といたしまして、我々が考えるところで一番重要だと思っておりますのが、第一種指定電気通信設備と一体利用されているかどうかというのが最も立脚すべき重要な観点だと考えております。

その中で不可避性も、一体利用されるという意味で全てのサービスに存在するというところで、不可避性のところもそれに付随して大事な立脚すべき観点です。

協議実態のこともあるのですけれども、こちらは事業者の交渉力にも左右される場所もありますので、参考にはなりますけれども、こちらは重要性という意味ではどうなのかなというふうに考えております。

また、いずれのサービスにつきましても、現状、複数の事業者が利用中であり、IP-

I P 接続に関しては、今後複数の事業者が利用予定であるということでございます。

2 ページ目でございます。こちらは参考ですけれども、ベストエフォートの県間接続利用の不可避性ということで、I P o E を使わずとも、P P P o E があるので、不可避性は低いということがございましたけれども、上に乗るサービスによっては、I P o E でないとサービスが提供できないということがございまして、例えば、優先パケットを利用するサービスに関しては、I P o E 接続が必須でございます。優先パケットを利用するサービスを展開している事業者は、N T T 東日本・西日本に優先パケットの県間料金に加えて、ここは間接的な支払いにはなるのですけれども、V N E を通じてベストエフォートの県間分も実質的には負担しているという状況になっております。

3 ページ目でございます。

用途別、今回、3 つの利用の用途があるということですが、その用途別の利用料金の整合性についてということで、ベストエフォートも I P o E のベストエフォートと、優先パケット、それから I P 音声、こちらのネットワーク、設備の上では、全て同じ、全く同じ県間設備を利用しているものでございます。したがって、接続料算定の考え方においては、三者間である程度の整合性はとっていく必要があるのではないかというふうに考えております。

4 ページ目です。県間接続料の適正性・透明性・公平性に関してですが、優先パケットに関して、いろいろと昨年度、一昨年度、個別に交渉させていただきましたけれども、協議の長期化等、いろいろと課題も出てきているところもありますので、適正性の確認についても事業者間のみでやることには限界があるのではないかというふうに考えております。ですので、円滑な接続には制度的な措置の検討が必要である、これはかねてより我々のほうで主張しているところでございます。

最後、5 ページ目になります。

必要となる制度的な措置の案でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、一種指定設備との一体利用というところでございますので、第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものであるというふうに規定をしていただいて、手続のほうは昨年度やっていただいておりますけれども、料金に関しても接続約款の認可条件に入れていただくというのが適切ではないかと考えております。コロケーションの料金や電柱の利用ルールに関しては、既にそういった手続になっていますけれども、それに準じた形で今回の県間料金に関しても認可条件というふうにしていただければなと思っております。

以上でございます。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

引き続きまして、KDDI 渉外部長、関田様から、ご説明をお願いしたいと思います。

【KDDI】 KDDI でございます。資料 20-5 に従ってご説明をさせていただきます。

まずスライドの 1 番でございますが、我々の基本的なスタンスとしましては、NGN の県間接続につきましても、不可避性が高いということであれば、第一種指定電気通信設備と同等の規律を課すべきではないかというふうに考えておりますということです。

この下の図がございますけれども、左側が利用者、右側は我々でございますが、例えば、POI ビルが書いてありますけれども、この POI が限定されているというような場合においては、この NGN の県間設備の利用の不可避性が高いのではないかという場合があると想定しております、こういう場合には同等の規律をとということで考えておりますという図でございます。

スライドの 2 つ目でございますが、では、同等の規律とは何かというところのご説明でございまして、現行の法令においては、接続を円滑に行うために必要なものということで指定がなされているものが既にごございます。コロケーションであるとか、管路・とう道・電柱等でございますけれども、こういったものについては、接続ルールが既に適用されているというところでございます。

3 ページ目でございますけれども、例えば、先ほど申し上げたコロケーションについてはどんなものが接続約款化されているかといいますと、手続方法、手続にかかる標準的な期間、接続料、こういったものが既に接続約款に定められているという状況でございます。

踏まえまして、4 ページ目でございますが、改めてご提案ということでございますが、現在、県間設備につきましては、手続方法と手続の標準的期間については接続約款に記載されているというところでございますが、先ほど申し上げたとおり、不可避性が高いということであるならば、接続を円滑にするためにということで、接続料につきましても、これを接続約款に記載すべきなのではないかということで考えておりますということで、弊社からのご提案ということでまとめさせていただいております。

資料は以上でございます。

【辻座長】 ありがとうございました。

最後に、NTT 東日本経営企画部営業企画部門長、徳山様から、ご説明をお願いしたい

と思います。

【NTT東日本】 NTT東日本の徳山でございます。資料20-6です。こちらの資料を説明させていただきます。

まず、おめくりいただきまして1ページ目です。

もうお分かりのとおりだと思いますが、県間通信について、今回、総務省にて整理していただいた①ベストエフォート県間接続、②優先パケット県間接続については現在提供中です。もともと県間部分は、NTT東日本・西日本は地域会社ということで、活用業務の申請を行い、役務を提供しております。

また、その県間通信用設備は、公募により中継事業者様から調達、自前で構築を行うなど、コストミニマムに努めているというところがございます。

今後提供予定ということで、③IP音声県間接続です。これはご存知のとおり、2025年のPSTNマイグレに向け、IP-IP接続へ移行するというので、今後どのような形にしていくかということについて議論しながら決めていくこととなりますが、その際に県間を使うというものです。

続きまして、3ページ目です。県間通信用設備の利用についてということで、まず、ベストエフォート県間接続と優先パケット県間接続について説明いたします。

県間通信用設備は、接続事業者様による自前構築、中継事業者様からの調達、それから当社の県間通信用設備の利用と、複数の選択肢の中から接続事業者様にとって最適な方法を選択できる環境にあると考えています。

下の図で申し上げますと、接続事業者様による自前構築、または中継事業者様から調達する場合は左のようになります。一方で、当社の県間通信用設備を利用される場合には右のような形になるということで、接続事業者様にとって選択肢はあるものと考えております。

続きまして、4ページ目です。先ほどの話は、PPPoE接続の場合とIPoE接続の場合で若干異なると考えております。

PPPoE接続は、各県にPOIを設置しております。その意味では、先ほどの選択肢をより柔軟に選択できるということだと思います。

また、IPoE方式は、下の図をご確認いただきたいのですが、もともと提供開始時は、西日本と東日本に集約POIがありましたが、ご要望いただきPOI増設後の現在の状況を記載しております。2018年6月に千葉のPOIを拡大したことから始まり、現在は、

ブロックPOIや各県POIを開設しています。

また、一番右に記載しておりますとおり、今後もご要望いただければ、POIの開設を検討させていただきます。このようにPOIを拡大することにより、接続事業者様にとって、I PoE方式についても先ほどの選択肢がより有効な状況になっていくであろうと考えております。

続きまして、5ページ目です。ここは料金水準のご説明となります。まず1つは、これまでも申し上げてきているところですが、非指定設備に関する接続約款に料金を規定しており、全ての事業者に対して同じ条件でご提供させていただいているという点となります。

2つ目は、その中でも接続事業者様に全くご利用いただいていないということはなく、少なからずご利用いただいております。そのような点も含めて、合理的な料金水準であるにご判断いただいた部分もあると思います。

下に記載している表は、決してこれが料金水準として高いとか安いとかということではなく、現在NTT東西では、左側を接続約款で規定しておりますが、右側は、実は各中継事業者様のホームページを確認し、分かる範囲で記載しております。比較としてはあまり適切でない料金を並べていることは承知しておりますが、やはり料金水準として安いのか高いのか、正直に言って、各中継事業者様のほうが県間事業においては、先輩でもあり、どのようなコストで提供されているのかというところは、分かりかねる部分です。

今度は論点が変わりまして③番です。I P 音声県間接続となりますが、7ページ目です。

これまでのインターネット接続では、下から上に上がっていくみたいなイメージでしたが、音声I P - I P接続では、二社間でエンドーエンドに接続するということとなります。二社間で直接接続してお互い発着が同じようにつながるということになります。

下の図でいきますと、NTT東日本・西日本、A社、B社、C社とありますが、まず共通的に東京・大阪の2カ所に「繋ぐ機能POIビル」というものを設け、そこにつなぎに行くということで、最低限の通信を確保する。それ以外にも、個別に協議をすることにより、個社間でつなぐこともできます。そういう選択肢の中で、下の図でNTT東日本・西日本の県間設備、A社、B社、C社の県間設備をイメージで記載しておりますが、県間設備については各社さんが持ち寄っているということで、通信を実現するためには、例えばNTT東日本・西日本からA社、A社からNTT東日本・西日本ということになりますと、どちらの県間設備も必ず通る。もしくは、他のPOIでつなぐということになり、当社と他事業者様が対称・対等な関係であるということが、今までの①番、②番とは違うという

ことです。

また現在、本件については、2025年に向け具体的な設備構成や費用負担方法の扱いといった点を議論しているところであり、そのような点が県間接続の部分にも影響を与える部分ですので、今、お伝えできるということ言えば、先ほど申し上げたとおり、NTT東日本・西日本がご提供している県間の部分は、約款に記載するという方法で、公平性、透明性の確保に努めていくというところになると考えています。

最後にまとめとなりますが、①番、②番は、いわゆる各県のPOIを開設することによって、いわゆる自前構築、中継事業者様からの調達、それから当社の県間設備の利用、こういった複数の選択肢からご利用いただけるようになるということで、県間通信用設備について当社の県間設備を使わざるを得ないというご指摘は当たらないと考えております。

③番は先ほど申し上げたとおり、当社と他事業者様が対称・対等な関係で接続するということで、当社のネットワークだけではなくて、他事業者様のネットワークも使って通信が成り立っている。

先ほど申し上げたとおり、県間通信設備を保有する事業者様もたくさんいらっしゃいます。その中で県間設備をご利用いただくようご努力をされていると思いますので、そのようなことも含め、当事者間の協議に委ねられているものであり、新たな規律は不要であると考えております。

「なお」のところは、安価に利用できる中継系事業者様のサービスがあれば、そこをご利用させていただき、当社の県間通信サービスを低廉化することができるのかもしれないと考えております。

以上です。

【辻座長】 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がある方は、構成員の方、まづご意見をお願いしたいと思います。

【相田座長代理】 では、よろしいですか。

【辻座長】 それでは、相田構成員。

【相田座長代理】 このNTT東日本・西日本の資料の5ページ目のところで、県間接続料がこうなっているというのは、私は初めて知ったのですけれども、インターネットの世界でパケットがどれだけ通っているか確認して、それで課金するというのは、やりたくないことであるのは確かなのですけれども、県間で実際にどれだけデータが通っているか

に一切関係なく、P O I のところでどれだけつないだかというので値段を決めた理由が
どういうところなのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

【辻座長】 それでは、お願いいたします。

【NTT西日本】 ありがとうございます。まさに相田先生がおっしゃるとおりで、パ
ケットの流量に合わせた料金というのが、1つの案だとは思いますが、それをカウ
ントして料金を値付けするという仕組みも含めて、コストがかかるという観点もあつたと
記憶しております。料金としては、適正な原価に対し何をもとに割り算をするかという点
で、当時の考え方として、ポート容量に依存する形、それをパラメータとした料金にした
ほうが、より算定しやすく、かつ、使いやすいのではないかという考え方で設定させてい
ただいたと考えております。

【相田座長代理】 その集約P O I でないほうでつないだときには、ここの県間接続料
はとらないということなのでしょうか。

【NTT西日本】 おっしゃるとおりです。県間を使わずに県別のP O I でつないだ場
合は、県間接続料は当然かかりません。

【辻座長】 他はございますでしょうか。それでは、佐藤構成員。

【佐藤構成員】 私では判断できないところもあるので、それぞれの企業に聞かないと
分からないのですが、NTT東日本・西日本は代替的なやり方があるということ資料の
3ページで言われていて、そうすると、実際にNTT東日本・西日本以外でこういうネッ
トワークを使っている方からして、料金なり、サービスとして代替性があるということに
ついて、実ビジネスをやりながらどう判断されているのか、先ほどは、代替性がないとい
うようなプレゼンだったので、この3ページについて、どう考えるのか、お聞かせくださ
い。

もう1点は、5ページのところの主張は、数字は参考値だと思いますが、価格・料金が
それなりに合理的な水準であるということを示そうとしているのだと思いますが、距離の
要素もあるけれども、10ギガと100ギガを比べると2倍になっているのか、あるいは
実施は何倍になっているかも含めて、NTT東日本・西日本以外の各社は、この数字を見
て、どういうふうに判断されるのか、伺いたい。

【辻座長】 では、まず、NTT東日本・西日本以外の方で最初の質問にお答え願えま
すでしょうか。

【KDDI】 KDDIです。

1点目のところについては、NGNの県間利用といってもいくつかパターンがあって、PPPoEについては各県にPOIがあるので、極端な話、NTT東日本・西日本の県間を使うという選択肢もあるし、各事業者がそれぞれ各県に設備をつくって、伝送設備も自分で用意するという選択肢は完全にあると思っているので、そういったところはコストがどちらが安いのかとか、事業者の判断に任されている部分があるのかなと思っています。

一方で、マイグレーション後の音声接続、IP-IPの音声接続のようなものについては、基本的には東京・大阪でつなぐといったことが事業者間では合意されているので、その場合は、物理的にはPOIの追加というのは一応排除はされてはいないのですが、ただ、やっぱり全体最適というところを踏まえて、事業者として、東京・大阪でつないだほうが効率的だといったことで決めたところもあるので、その場合だと、やっぱり各県につなぐためにはどうしても県間を使わざるを得ないといったところがあるので、サービスというか機能によって不可避性というのは違うので、それに応じた考え方はそれぞれあるのかなと思っています。

2点目の価格のところについては、我々でいくと、提供する側からの視点にはなるのですが、ここで書いていただいているのは、多分、約款料金をそのまま書いていただいて、10ギガ、100ギガみたいな世界になると、やっぱり特定の事業者とか大口の利用がほとんどになって、では、それが約款の料金で提供されているのかというと、市場はもう相対の世界になっているので、この約款の料金自体にあまり意味がないと思っています。

おそらくNTT東日本・西日本も、県間伝送路の調達は入札で行われているので、入札された事業者が約款の料金で入札しているのかどうかというのは、多分お分かりになられていると思うので、ここで約款の料金と比べることにあまり意味がないというところは、多分、NTT東日本・西日本も分かっているのかなと思っています。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございました。

それでは、ソフトバンクの伊藤様、お願いします。

【ソフトバンク】 まず、ご質問の3ページのところのPPPoEの例につきましては、PPPoEは、今現在、各県のPOIが実現できていますので、確かにNTT東日本・西日本の資料のとおり、各事業者の選択に委ねる、特にNTT東日本・西日本の県間を使わなくても、いろいろな代替手段はあるというふうに認識しております。

ただし、I P o Eは、今は全県、P O Iが実現できていないところもございまして、将来的に、今はどんどんP O Iを増やしていますということですが、これが全県、P O Iが実現できるのかは全く見えていないところもございまして、そういった各県に、ある場所にP O Iがない地域に関しては、やはりP O Iというか、N T T東日本・西日本の県間を利用せざるを得ないというところで、ここは不可避性があるというところではあります。

それから、5ページ目の料金のところは、我々のイーサネットアクセスが県間料金とイコールになっているのか、同じ比較になっているのかというのは、ちょっと今すぐにはあれなのですけれども、基本的にはここは約款の料金ですので、この料金では決して提供しているものではないというところと、あと、N T T東日本・西日本の今の接続料金に関しては、これは以前にもプレゼンさせていただきましたけれども、トラフィックが毎年毎年上がっているというところと、機器の価格も毎年大幅に下がっているところもありますので、そのあたりを反映する余地はまだまだあるのではないかというふうに認識しておるところでございます。

【辻座長】 ありがとうございます。

立石様、お願いします。

【日本インターネットプロバイダー協会】 ありがとうございます。私も、今、2社と全く同じなのですけれども、③番は確かにそのとおりでございます。ところが、やっぱり④番目は、すみません、私が間違っていれば訂正していただきたいのですけれども、集約P O Iは、これ、接続しなくていいのかなというところではあります。東京・大阪に必ず接続しなければいけないのであれば、やはりブロック単位のブロック間だとかに関しては、確かに代替性は出てくるのですけれども、結局、集約P O Iに接続しなければいけないのであれば、遠いところは集約P O Iまで持っていかなければいけないとか、いろいろなことを考えたら、全体的に下がるかどうかという話になると、やっぱり違うかなと思います。

それと、5ページ目の件ですけれども、これ、僕、見るのは、各社さんの比較ではなくて、ここの、他もあれなのですけれども、例えば5年前、10年前の約款料金の比較をするべきだろうと。最初に私がちょっとお話ししたように、経年で見ると料金が全然下がっていないということ自体がおかしいと我々は思っていますので、ここに出ていらっしゃるところとか、他のところの経年変化を見て、少なくとも約款料金で下がっているかどうかということを見るべきではないかというふうに思います。

以上です。

【辻座長】 ありがとうございます。

では、他にご質問とか、ございませんでしょうか。

1点、5ページの価格表、これは約款ベースだということはよく分かりましたけれども、先ほど、NTT東日本・西日本は、入札をかけて、他のところのネットワークをつくっておられています。それは実際、実績があるということですね。どの程度、他社の県間を使っておられるのか、料金は、この資料の約款記載料金は少し比較して、それなりに経済合理性について、料金のコメントとかがあったら教えてください。

【NTT西日本】 2点ご質問をいただいていると思います。まず、他事業者様から調達させていただいている比率につきましては、何を単位で見るとは異なりますが、例えば区間数という形で分母分子で計ってみますと、県間の全区間に対し、NTT東日本で3割が、NTT西日本は9割が他事業者様から調達しているというのが今の実績になります。

それから、県間の料金については、先ほどご説明したとおり、公募で調達しておりますので、他事業者様に入札いただいた中で、料金だけが条件ではないですが、できるだけ安価な料金で調達させていただいているということだけご説明させていただきたいと思います。

【辻座長】 そうしたら、5ページの左側にあります御社の料金、もちろんこれより安い金額で調達していると理解してよいのですか。それとも御社のネットワークがないところだから使わざるを得ないものだから、料金は決められますけれども、これよりも高くなっているのですか。

【NTT西日本】 端的に申し上げますと、調達するのは各県間の細かい区間を個別に調達させていただくこととなります。それらの総原価に対して、ご利用いただくポートの容量に応じて、料金の値付けをしておりますので、ここに記載している料金にあわせて、一本一本を調達しているというより、まとめて伝送路を調達し、割り勘をした料金になります。

ご説明になっていますでしょうか。

【辻座長】 いや、ここの御社の料金が、これも安いものを調達した料金も入れた料金ですか。御社だけで使うわけではないわけなのですか。

【NTT西日本】 はい。調達したものを接続事業者様に提供する際のポート、ご利用いただくポートの容量に合わせた料金を作っているというものになります。

【辻座長】 なるほど。1点思ったのは、御社の料金が、今、他の競争事業者の方を右側に挙げておられますけれども、それより格段に安いものとなっていますね。そうすると、

皆さん方は、他で調達したいのだけれども、価格面で見たら、NTT東日本・西日本のほうが格段に安いから、結果的にNTT東日本・西日本のものだけを使います、だから不可欠ですと、使わざるを得ないのですというような言い方も可能になると思うのですけれども、それは違うわけですか。

【NTT西日本】　　そういう意味では、先ほど申し上げましたけれども、比較対象としてどうかという意味で、我々もこれが正しい比較だとは思っていないのですが、現在、公開されている情報で並べてみましたというもので、どういう基準で選ばれているかというのは、各接続事業者様のご事情によって違うと思います。

【NTT東日本】　　もう1つだけいいですか。

【辻座長】　　はい、それではNTT東日本。

【NTT東日本】　　先ほど、まさにKDDI殿とかがおっしゃっていた話もあって、実際問題としては、この約款ではなくて、相対契約をもとにもっと安価となっていると考えています。さすがに各中継系事業者様の事情なので、いくらかということは分かりませんが、その点でいうと、うちより安価かもしれないということもあると思います。

【辻座長】　　わかりました。

他はございませんでしょうか。

では、西村構成員。

【西村（真）構成員】　　なかなか理解が私も難しいのですけれども、NTT東日本・西日本の5ページの県間接続料という価格が出ていますが、KDDIとソフトバンクが接続料についても約款記載事項にして公表すべきということをおっしゃっていますが、記載事項とするならば、今、公表されているこれではない、どのようなものが記載されると考えたらいいか教えていただければと思います。

【KDDI】　　KDDIです。

我々が約款記載事項と言っているのは、今、県間の料金というのは確かに約款に載っていますが、載っているものがいわゆる非指定約款といわれている指定設備ではない約款で、特に規制が何もかかっていない約款に載っていますということです。例えば、我々が例で出したのはコロケーションみたいなどころについては、指定約款といって、いわゆる指定設備の約款のほうに、手続なり、料金なりが全て載っていて、その約款については、当然、総務省さんの認可事項になりますので、そういったものが適切に規定されているかどうかを含めて認可されるというところなので、そういう意味で、非指定に載っているものと、

認可約款に載っているものは、かなり規制のレベルが違うといった点をイメージしていた
だけかなと思います。

【辻座長】 西村構成員のご質問は、金額がどのぐらいになるかということでしたか。

【西村（真）構成員】 これ、5ページの表では足りないというか、これはあまり参考
にならない値だという話があったので、KDDI、ソフトバンクが求めておられる、例え
ばソフトバンクは、4ページの資料で適正性のところで、NGNのほうは将来原価方式だ
けれども、県間接続料のほうは不明とか書いてあるので、この辺を明らかにした価格など
を表示してくださいという話なのかなと思いました。

【辻座長】 では、伊藤様、お願いします。

【ソフトバンク】 KDDI殿の先ほどのお話とちょっとかぶってしまうかもしれない
ですけれども、我々の要望しているところは、確かにここは料金、左側のNTT東日本・
西日本の5ページの料金表です、非指定約款で料金自体は出ていますけれども、適正性
という意味では、ここは全くブラックボックスであるという認識を持っていますので、こ
ちらの適正性を確認というか、検証する意味でも、第一種指定電気通信設備に準じた形の接
続の料金の算定方式に準じて検証するということを望んでいますというところござい
ます。

【辻座長】 では、関口構成員、お願いします。

【関口構成員】 今に関連してちょっと教えていただきたいのですが、県間設備は複
数の事業者がそれぞれお持ちになっていますが、そのような場合に、各社がプレゼンされ
たような適正化・透明化・公平化を図ることにしたときの料金は、それぞれの事業者がそ
れぞれの区間で1つ1つ入札していることから、各社の同区間の料金がある1つの値段に
収斂していくようなことはあるのでしょうか。それとも、県間設備を所有している会社
によって、適正な価格は変わるのでしょうか。そこをもし何かコメントをいただけるオブザ
ーバーがいましたらお願いしたいと思います。

【辻座長】 それでは、それぞれ皆さん方、価格をどう決めておられるかということ
ですね。

【関口構成員】 まあ、だから、約款化を図ることになれば、各事業者がご提出
される約款の値段がオープンになり、その値段が実態の価格になっていくと考えてよろ
しいのでしょうか。今は、約款が非指定約款で、これはもう全く役に立たない約款をただ
単に並べただけとNTT東日本・西日本がおっしゃっていらっしゃるし、実態としてそう
な

のだと思います。ここを各事業者からプレゼンテーションをいただいたように、何らかの形で透明化を図っていくということになっていくと、特に指定約款になっていけば、そうならざるを得ないと思うのですが、実効性のある約款をとということになります。そのときに、各事業者のコスト算定、根拠を明示いただいた上で、各事業者の保有される県間伝送路については、各事業者の値付けが約款に記載されて、まちまちの値段が各事業者の県間伝送路に付いてくると考えてよろしいのでしょうか。それとも競争か何かによって、ある値に収斂していくようなものなのでしょうか。

【KDDI】 KDDIです。

【辻座長】 はい。

【KDDI】 恐らく接続料の原価と言われているものについて、他社から調達したものであれば、それが調達価格として原価になりますということだろうと理解していて、では、その算定根拠みたいなところをどういうレベルで開示するのかというところは、1つ議論としてはあると思います。それを例えば区間ごとに会社名まで公表して出すのかと言われれば、確かに関口先生が今言われたとおりにしてしまうのだと思うのですが、今も第一種指定電気通信設備の接続料原価で、例えばこの機器をこのメーカーからいくらで調達しているとか、そこまでは当然出ていないので、そういった意味では、各社から調達した原価を足したものというところが接続料の原価になるので、それによって各社が実態として提供している価格がこの区間でいくらかと出るということではないのかなと思っております。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【辻座長】 では、ソフトバンク、伊藤様、お願いします。

【ソフトバンク】 そうですね、イメージとしては、個別にというか、NTT東日本・西日本といろいろと協議させていただいた中でも、県間はいろいろなところから仕入れているということなのですが、その仕入れの最終的な金額は当然分からないので、そこは無理だと思いましたが、入札価格とか、そのあたりはある程度教えてくれないかみたいな交渉はしていたのです。そのあたりにいくらで仕入れているかということと、あと、自前で設置しているというか、自前で構築されている部分も足し合わせた形で全体の県間料金になっていると思いますので、そのあたりの原価に相当する部分に適正な利潤を掛けてというところを検証していくというプロセスが必要なのかなと思っています。

【関口構成員】 ありがとうございます。

【NTT東日本】 よろしいですか。

【辻座長】 それでは、NTT東日本の徳山様、お願いします。

【NTT東日本】 先ほど、プレゼンの最後に記載のあったとおりですが、要は、ボリュームがあると安くなるという可能性はたくさんあると思います。NTT東西は、県間についてそこまでたくさん経験しているわけではなく、その意味では、中継系事業者様からご提示いただいた価格と自前構築の費用を比べたときに、どちらが安価に構築できるかという判定をしているということなので、もっと安価にご提案いただけるのであれば、自前構築でなく調達するかもしれないということだと考えています。ただし、コストがどうなっているのかについては、分からないので明言することはできません。

【相田座長代理】 ちょっとよろしいですか。

【辻座長】 はい、では、相田構成員。

【相田座長代理】 いまだにちょっとよく分からないです。5ページに載っている県間接続料というのは、POIを設けた他事業者に関して、これが県間接続料だといって上乗せされる金額ですよ。だから、これと県内接続の分は、あるいはポートの分は、もう既にとっている分で、だから、指定設備の接続料について、基本的には、流れているパケットに比例した形で接続料を設定するという形になったのに対して、県間接続料のほうが、ある意味、昔ながらのボリューム逓減料金が適用されているということと、それから、やはり、右の約款と違うのは、県内トラフィックとあわせて100メガのポートに対して、そういうポートを設けたら、これだけ、ある意味、自動的に、絶対県内トラフィックしか通しませんと言えればこれはとられないのでしょうかけれども、県外トラフィックが1パケットでも流れる可能性があれば、これだけ上乗せですという料金設定が適正なのか。そっちのほうで私は気になります。

【辻座長】 では、徳山様、お願いいたします。

【NTT東日本】 相田先生のおっしゃるとおりで、その議論はあると思っています。今少し申し上げたのは、いわゆる調達コストの話を少し申し上げているので、それをどういう形でとるかという点は、別の議論として先生のおっしゃるとおりあると思います。

【辻座長】 他はございますでしょうか。

まだあれば後ほどおっしゃってください。

では、オブザーバーの方でご意見、ご質問等ありましたら、おっしゃってください。

それでは、KDDI様。

【KDDI】 KDDIです。

NTT東日本・西日本の資料の7ページで、対称だから対等だというようなところを言われているのですけれども、確かに接続形態は対称だと思っています。では、それが対等なのかと言われると、やっぱりそこはボトルネックなり市場支配力なりが違う中で、交渉力の差があったりするから非対称規制があるわけであって、形態が対称だから対等だということについては、ちょっと異議があるかなと思っています。

以上です。

【辻座長】 それでは、NTT西日本の重田様。

【NTT西日本】 ご指摘の中で市場支配力というお話もありましたけれども、マイグレ後の姿がどのようになるかというのは、先ほども申し上げたように、現時点では見えていないという前提の中で、やはり我々からすると、携帯事業者を抱えていらっしゃるネットワークを接続するとなると、単純にユーザー数だけでいっても、相当のボリュームのネットワークとしますので、そういった観点も踏まえ、PSTNのマイグレ後、このような接続形態になったときに、どのネットワークがどのような市場支配力を持つのかは、改めてそういう観点での議論が必要と思っています。

【辻座長】 分かりました。

その他ございますでしょうか。

そうしたら、ございませんようでしたら、また今後、取りまとめにあたって議論を進めていきたいと思いますので、ひとまずこの話題は終わらせていただきます。

それでは、もう1つの議題でありますNGNのPPPoE接続についての議題に移ります。

まず、NTT東日本からご説明をいただき、それに関する質疑応答の時間を設けたいと思います。ご説明は10分程度でお願いしたいと思います。

それでは、NTT東日本相互接続推進部長、真下様、よろしくお願いいたします。

【NTT東日本】 NTT東日本相互接続推進部長の真下でございます。資料20-7について説明したいと思います。

1枚めくっていただきまして、「はじめに」というところです。

これまでの議論のおさらいも含めて、記載しております。当社は、これまでもISP事業者様のニーズに応じた装置の大容量化、それから様々なメニューを提供してきており、

直近、この研究会の議論でもご紹介させていただきましたが、昨年の4月に、D型、自由に増設が可能となる網終端装置のメニューを提供開始いたしました。さらに、これだけではなく、既存のメニューも少し見直しが必要だというご意見やいろいろなお考えもいただいたことを踏まえ、6月に増設基準の見直し、約2割の引下げを行ったところです。この取り組みについて、その後の状況についてもこの研究会の間でもご紹介をしたほうがよいというお話もいただきましたので、今回は、中間報告ということになるかと思いますが、現時点での状況についてご報告するのが本日の主題です。

実際は、まだ途上でございますけれども、申込台数としては438台、NTT東日本で254台、NTT西日本で184台です。時間がかかるなど事情があり、実際に完了したのは、107台でございますが、今後さらに増えていくというところです。

本日の説明事項としては、1、2、3、4のまとめでございますけれども、直近のインターネットトラフィックの動向について、PPPoEとIPoEを以前も分けてご説明したと思いますが、トレンドが少しだけ進み、より明確になってきたという状況についてご説明します。それから、PPPoE接続において、ISP事業者様との対応状況について、どのような状況だったかについてお話しした上で、さらに網終端装置の増設により、帯域使用率がどのように動いたか、各事業者様の状況は今回も構成員限りにしたほうがよいということで、事業者様の名前は匿名としておりますが、一部、公表してよいと言っていた事業者様の企業名も付けております。この状況をご説明した上で、まとめのお話をさせていただきますと思っています。

4ページ目になります。

4ページ目は、NTT東日本のインターネットトラフィックの動向で、次のページにNTT西日本の動向も記載しておりますが、ほぼ同様となっております。緑色の線が全体でございますが、PPPoEとIPoEを合計したもので、直近ですと、4月から2月なので2か月ほど少ないのですが、16%と、これまで40%、30%ぐらい増えていたのに比べると、ボリュームは増加傾向にありますが、増加率は少し減って、16%の増加ということです。実は、PPPoEとIPoEに分解してみますと、NTT東日本においては、PPPoEは、10か月前に比べると1%しか増えていない。逆にIPoEのほうは、移行が進んでいるところもあり、51%増。少しこの辺の流れについて動きがあるではないかと考えております。

一方、PPPoEについてはプラス1%でございますが、右側で地域事業者様、中継事

業者様、大手事業者様別に把握したほうがよいと考え、今回、実施してまいりました。

この定義は、下のほうの注釈の※2で書いてございますが、地域事業者様は、特定のエリア、特定の県とかで提供されている事業者様です。それに対し、「中堅」「大手」をわかりやすくするため、全国提供しているPPPoEの事業者様を「中堅」、全国提供をしてIPOEを主力としている事業者様を「大手」とさせていただきます。そうしますと、このように大手の事業者様がIPOEにどんどん移っていることもあるかと思えます。NTT東日本においては1%しか増えていない状況です。このトラフィックが実際に一番ボリュームが大きいので、全体のプラス1%と同じ数字になってございますが、中堅とか地域事業者様は、もう少し増加率が高くて、地域事業者様は8%ぐらい増えています。このような点を踏まえると、地域事業者様ももう少しケアしなければいけないといくことも考えております。

その次のNTT西日本につきましても、NTT西日本のほうが少しNTT東日本よりも、POIの拡大なども少しテンポが遅めに出ているからかもしれませんが、NTT東日本よりはもう少し顕著でないところもあると思っております、それぞれ緑のところはプラス20%で、これを分解いたしますと、PPPoEとIPOEはプラス11%、プラス42%、となっております。

各地域、中堅、大手で分解したときにおいても、それぞれ26、9、10と、こういった形になってはいますが、大きなトレンドとしては、NTT東日本・西日本ともに非常に似たような推移がとなっております、こういった形で、引き続き、ポイント、ポイントでご説明しながら、全体のインターネットのトラフィックを1つの切り口だけでなく、それぞれの事業者様が使っておられる切り口で、いろいろなソリューションを提供していく必要があると考え、今日、お示しするものです。

それから、次の6ページに進みたいと思います。

実際には、ISP事業者様に対して増設基準緩和をした以降の増設状況はどうかということで、いろいろ提案活動をしてまいりました。そうしますと、地域事業者様、中堅事業者様、大手事業者様と、こういうふうに円グラフをそれぞれブルーと紫と赤と3つに分けたのですが、中堅・大手事業者様は、増設対応中や増設完了といった事業者様が多いのですが、地域の事業者様は、現時点で増設要望がないという方も多く、増設を完了している方がそれほど多くないというところは、気になっていたところでした。ここをもう少し具体的なトラフィックの状況を押さえた上で、いろいろ考えたほうがよいということで、

7ページ以降、構成員の方だけにほとんど絞らせていただきますが、差し支えない範囲で上にコメントを記載しております。

NTT東日本の①の7ページでございます、地域事業者様、これは一部のエリアに限定して提供されている方々なので、特定の県に数字が記載されているということをご確認いただけたと思います。

それから、こちらの見方といたしまして、青く塗り潰してあるところは、もう既に増設が完了しているところでございます。青く外枠を囲っているのは、まだ完了はしておらず、申し込みいただいたのでこれから増えるというところなんです。青く塗り潰した上でさらに青く囲ってあるところは、ある程度、増設も終わっておりますが、さらなる申込みをいただいているところです。3つの切り口で動きを表現したものが、この下の表でございますが、こちらを見ていただきますと、上に記載しておりますように、帯域の使用率は総じてそれほど高くないというのが正直なところです。ただ、使用率が高いところもありますので、高いエリアについては、増設を行い、品質について一定程度改善が見られるということがご確認いただけたと思っています。

その次、1ページめくっていただきまして8ページに進みたいと思います。

こちらは、まさに全国提供をしており、PPPoEを主力とされているISP事業者でございます。こちらは、やはり帯域使用率が高いことが見てとれると思います。ここでは、D型の導入であるとか、増設基準緩和後の基準、2割緩和した基準を踏まえて、順次、網終端装置の増設を行っているところでして、通信品質は改善の見込み、あるいは改善済みのところをご確認いただけたと思います。

その次の9ページ目に進みますと、今度は、大手事業者様です。IPoEを主力とされている方なので、IPoEへの移行を少し待たれていることもあるのかと思います。基本的には、網終端装置の増設ではなく、IPoEへの移行により品質改善を指向されているということもあると思いますが、一部の事業者様においては、どうしても利用帯域の利用率が高いままのエリアがあり、ある程度、網終端装置の増設も組み合わせながら柔軟に対応していると記載してございます。こちらは私どももこの数字をいろいろお示ししながら、どうしますかというご相談に伺い、「では、ここは少し増設しましょう」という営みにより1つ1つ解決していることがございます。

構成員の方だけになりますますが、数か月前に、AE社が非常に高い数字が続いていて、大丈夫かというような先生方のご指摘もございましたが、その後、この事業者様とお話をし

まして、ほぼ全ての県で増設をいただいている点について少しお話しさせていただきました。

それから、次のページから今度はNTT西日本になりますが、NTT西日本は、一番冒頭の鹿児島県のシナプス様だけは、こういった数字はぜひ出したほうがよいのではないかとお話しいただいたので、今日、ご提示いたしました。

次のA社様も、名前は伏せて、このような形で出してほしいとおっしゃったので、ご提示しておりますが、こちらも先ほどのコメントと同様に、数値の高いところでも増設をすることにより、改善の見込を見てとることができます。

NTT西日本では、10ページ、11ページが地域事業者様でございます。

12ページが、今度はNTT西日本における中堅事業者様で、NTT東日本で申し述べたこととほぼ同じような動きをしていると思っています。

13ページは、IPoEをやっている全国的な事業者様です。こちらにつきましても、同じように、IPoEへの移行も見極めながら、帯域利用率の高いところについては、網終端装置も組み合わせることで柔軟に対応しているというところをご確認いただけていると思っています。

実際のデータはここまでしかお見せできないのですが、この先、見える化であるとか、提案状況についてこのような場で皆さんにお示ししながらやっていこうと思っていますが、まとめ、最後のページ、14ページでございます。

当社といたしましては、トラフィックの急増を受けまして、D型の提供、増設基準の緩和を行ってまいりまして、ISP事業者様と連携してネットワークの増強に取り組んできたところです。お示した混雑状況については、途中でも申し上げましたが、全国事業者様を中心に、改善済み、改善が見込まれると思っています。しかしながら、一部のISP事業者様からは、網終端装置の増設を申し込みいただけない可能性もあるのかと思い、この辺は、引き続き、それぞれの事業者さんと対話しながら、あとはカテゴリーも意識しながら、トラフィック増加への対応策、増設基準の緩和は非常に今求められているもので、ここも意識しながら検討を進めていきたいと考えているところです。

中間報告ということで、本日、構成員限りの部分が多くて恐縮でございましたが、ご説明させていただきました。

【辻座長】 詳細なデータをどうもありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い

したいと思います。

【佐藤構成員】 それでは。

【辻座長】 佐藤構成員。

【佐藤構成員】 努力いただいて、より混雑状態とか、あるいは混雑が緩和するような状況も見えるようになりつつあるのだと思います。初めに、トラヒックのところでは、事業者の何社、何社というのがもし分かれば教えていただきたいと思いますが、これも事業者を分解してトラヒックの伸びをもう一回見ていただけたということ。

もう1つは、セッション数ではどう伸びているのか。要するに、セッション数が今の増設基準であるのであれば、セッション数でどう伸びて、トラヒックの伸びとどれくらい差違が生じているのか、あるいは際は小さくなっているのか等見たいと思うので、その辺のデータを追加で提出していただければと思います。

それから、後半の数字、いろいろ見てみると、これもまだデータの取り方がピーク時の何々とか示してあり、イメージがまだつかないところはあるのですけれども、やはり、40なのか、60なのか、80なのか、どこかの数字になってくると、混雑が顕著になって、増設しなければいけない状況になるのだと考えます。例えば、増設していないところを見れば、1年間、半年なら半年でそれなりに数値が増えているはずで、より混んでいることになっているという数値で、逆に、水色で埋めて、追加の増設をしたところは、一般的には数値が下がっているはずですが、思ったより下がっていない、増えているところもある。そうすると、トラヒックの伸びに対してキャパシティの増加が少なかったということになるので、これは数値情報がもう少しないと、例えば5台入れているのを1台だけ追加したのだとか、2台のところを1台なのか、この場合キャパシティの増加は大きいはずで、逆に10台入っているのに1台追加であれば、キャパシティ増加がトラヒックの伸びに追いついてなさそうなどころもあるので、実態について、こういう小規模なり、中規模の会社というのはどのぐらいのキャパシティの追加、すなわち何型が何台あったものを、今回、1台だけ入れたんだとか、2台入れたんだとか、そう情報」が分かると、トラヒックの伸びに対してこれからどういうふうに増設が行われているか、より理解できるので、知りたいところです。

【NTT東日本】 おっしゃることはとても分かるのですが、これ、5台ぐらい増やしたほうがよいのだけれども、1台しか増やしていないというときに、全部話をしてしまうと、この事業者様のトラヒックの流れが全て分かってしまうこととなります。私どもも、

いかがですかと言って、例えば、実際には本当にそういうことがあるのですが、5台必要ではないかなと思うけれども、「1台で」と言われたら、私の口からは言えないところがあって、多分、このぐらいなら、ある程度、仕方がないかなと思っていらっしゃるのではないかな。もう1つ、せっかくの機会だから言わせてください。私どもから今回お出しした網終端装置のところの混雑状況なのですが、本当にここだけなのかと、いろいろなところで、新聞にも、随分先生方が気にされているし、私から言うのがよいのかどうか分かりませんが、随分いろいろなところで最近書かれており、他のいろいろなところで、詰まっていたりとか、混雑しているところもあるのかと思う中で、私どもからお見せできる情報は全部お示したところです。また、トータルでそういった見える化を図っていくことが必要なのではないかと非常に思っています。そういった議論をもう少し私どもから、細かくお見せする部分については、ISP事業者様のご了解をいただいたら、先ほどのシナプス様だったら、よいと言ってくださるかも分かりませんが。そういった形で少しでも見える化が進めば、事はうまく進むのではと思っているところです。

【佐藤構成員】 気持ちは多少分かります。どこか混んでいるとしても、いろいろなところで混む現象が起こり得るので、NTT東日本・西日本だけが混んでいることの元凶にされても、それはいかななものかという気持ちがあるということ。ただ、それでもNTT東日本・西日本のネットワークにおいて、網終端装置のところはどう混んでいるかどうか、それは見ておくことも必要で、だから、こうやってデータを出していただいたので、議論を深めるために必要な対応をしていただいたということで、それは評価しています。ただ、もう少し詳細に知りたいと思うので、できる範囲で努力をいただきたいということです。

【辻座長】 他に。

【酒井構成員】 1点、よろしいですか。

【辻座長】 それでは、酒井構成員、お願いします。

【酒井構成員】 すみません、細かいところですが、(日毎のピーク値の平均)と書いてありますけれども、ピーク値というのは何分でしたか。要するに、100%というのは、何分か測って、それが回っているのだと思うのですけれども。

【NTT東日本】 それは、今日はお示ししていないのですが、今のトラヒックの状況、5分の平均値を、NTT東日本とNTT西日本で多少はいろいろあるのですが、どんな方法でお示しするのがよいのかという点について、そんなに時間をかけてはよくないということをお示しするのを皆さんからも伺っているので頑張っているのですが、まだ今日の段階ではお話しで

きませんが、こういう取組をしますということを見える化の次のステップとして考えたいと、今、検討を進めているところです。

【酒井構成員】 勘違いでなければ、5分を1分にすると、もっとこれは高くなるわけですね。1分のピークにしてしまうと、多分、値はもっと上がる。下がることはないですよ。

【NTT東日本】 そこは、実際のデータも見るようにしたいとは思っています。

【酒井構成員】 わかりました。

【辻座長】 ありがとうございます。

他にご意見ございませんでしょうか。

それでは。

【大磯料金サービス課課長補佐】 横からすみません。

5分とおっしゃいましたけれども、私の記憶によれば、1時間ごとというような資料が示されていたかと思えますけれども。

【NTT東日本】 すみません。5分と申し上げたのは、1時間ごとの、例えば11時から12時とか、22時から23時ぐらいがどうしても高いのですが、その枠の中で最初の5分間を計測できるようになっており、そこを捉えて、22時-23時のところが混んでいるというふうにお話ししたので、基本的に1時間単位ですが、実際にとっている帯の部分は5分の平均値だということで、きちんとその辺も次回にご説明できるように準備したいと思えます。

【辻座長】 前はそのようなご説明をされておられたと思いましたが、私もそう理解しておりましたので。

他はございませんでしょうか。

それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田座長代理】 すみません、さっきのあれとの関係で、増設すると、増設したポートの分において、先ほどの県間接続料は払っていただく、そういう仕組みになっているという理解でよろしいわけですね。

【NTT東日本】 いえ、こちらはPPPoEになりますので、これは実際にそこを県間に使われるかどうかは、各事業者様の選択次第になります。

【相田座長代理】 全県でちゃんとPOIをつながれている方については県間接続の対象外だけれども、そうではないところについては対象になるということですね。

【NTT東日本】 使っていらっしゃる事業者様も一部いらっしゃいます。

【相田座長代理】 はい、わかりました。

【辻座長】 それでは、高橋構成員、お願いいたします。

【高橋構成員】 ちょっとこれ、感想みたいな感じなのですがすけれども、例えば9ページで、これは数字は言ってはいけないからちょっと慎重に言わないといけないのだけれども、例えば、9ページに載っているAE社というのは、これ、かなりきつきつで、数字を言ってはいけないのだよね、かなりきつきつで、こういうところに対しては、NTT東日本・西日本としては、何かアドバイスといたしますか、そういうものはやられるのですか。これ、多分かなり、ここにぶら下がっている利用者の方は非常に大変だと思うのですがすけれども。

【NTT東日本】 この分について、前回お話ししたところの域を超えない程度でしかお話しできませんが、実は、前々回ぐらいにご指摘いただいたので、その後、その会社の上の方に、ご相談に行きました。すごく混んでいるというふうに言われると、僕も怖いので、どうしましょうかと相談しに行きました。ただ、その方に言わせると、ある程度、算段がついており、将来的にI P o Eに移っていかれる方で、もうちょっとここで頑張りたいとおっしゃりました。しかしながら、そうは言っても、このままいろいろ問題になると大変だからいかがですかと言った結果、前回こういうふうに青く枠で囲めていなかったのが、青く囲めるようになり、増設の申込みはいただきました。そういう意味では、こういった研究会の場で、このようなアドバイスをいただき、勇気を持って提案に行けたということでございます。

【高橋構成員】 ありがとうございます。

【NTT東日本】 ありがとうございます。

【辻座長】 いや、この研究会がお役に立って、大変うれしいです。

【辻座長】 他はございませんでしょうか。

そうしたら、オブザーバーの方でご意見があるようでしたら、お願いしたいと思います。

ご意見がないようでしたら、本日のヒアリングにつきましては、前回と同じように、構成員の皆様方からは、追加の質問をお受けしたいと思いますので、5月8日水曜日までに、メール等で事務局までお知らせ願えればありがたいと思います。

それでは、最後に、次回の会合等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【大磯料金サービス課課長補佐】 本日はありがとうございました。

次回の会合は、5月14日火曜日、17時から開催する方向で検討しておりますが、こ

ちらは主に移動通信という想定で、固定通信を議題に含めるかどうかは未定でございます。
いずれにせよ、詳細につきましては、別途、事務局からご連絡差し上げるとともに、総務省ホームページでもご案内したいと思います。

以上です。

【辻座長】 どうもありがとうございました。

本日は、予定より若干早く終わりましたので、ご協力ありがとうございました。

それでは、本日はこれで終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。